

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十五号

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

奈良県住民基本台帳法施行条例（平成十四年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十八号を第二十二号とし、第六号から第十七号までを四号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の四号を加える。

六 奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県若しくは和歌山県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する通信制の課程及び同法第五十八条第一項に規定する専攻科を除く。）又は奈良県内の私立専修学校の高等課程を設置する学校法人が生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対して実施する授業料軽減事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

七 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

八 高等学校等を退学した後、再び奈良県内の私立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

九 奈良県内の私立の小学校、中学校等に在学する児童又は生徒の保護者等から委任を受けた学校設置者に対する就学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二教育委員会の項第一号中「係る債権の回収に」を削り、同項第二号中「特別支援学校等」を「奈良県内の特別支援学校等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 国立又は公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規

則で定めるもの

三 高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。